



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

<ul style="list-style-type: none"> <li>○カプサベット上水道拡張計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三七五)</li> <li>○第二次中南部海岸保全林植林計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三七六)</li> <li>○オゾン層の保護のためのウィーン条約へのサンマリノ共和国の加入に関する件 (同三七七)</li> <li>○基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を定める件の一部を改正する件 (財務二四八)</li> <li>○平成二十一年度図書館等職員著作権実務講習会の件 (文化庁一五)</li> <li>○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件 (厚生労働三六九)</li> <li>○高速自動車国道に関する件 (国土交通七五三)</li> <li>○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件 (同七五四、七六〇)</li> <li>○財団法人新日本検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所について変更の届出があった件 (同七六一)</li> <li>○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件 (観光庁一五)</li> <li>○航路標識に関する件 (海上保安庁二二二、二二九)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件 (防衛一三一、一三三)</li> <li>○海上における射撃訓練を実施する件 (同二三四、一三五)</li> <li>○道路に関する件 (東北地方整備局八四)</li> <li>○浄化槽の型式の認定を更新した件 (同八五)</li> <li>○道路に関する件 (北陸地方整備局一〇一、一〇五)</li> <li>○道路に関する件 (近畿地方整備局一一一、一一二)</li> <li>○道路に関する件 (四国地方整備局八〇)</li> <li>○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件 (北海道開発局八三、八五)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国会事項</li> <li>○人事異動</li> <li>内閣 法務省 特許庁 最高裁判所</li> <li>○皇室事項</li> <li>○官庁報告</li> <li>国家試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○官庁</li> <li>有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係</li> <li>裁判所</li> <li>相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係</li> <li>特殊法人等</li> <li>公立学校共済組合役員の退職及び就職関係</li> <li>地方公共団体</li> <li>公債抽せん (東京都) 関係</li> <li>会社その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公告</li> <li>諸事項</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律 (八三)</li> <li>○財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令 (財務五五)</li> <li>○道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令 (国土交通四八)</li> <li>○人事院規則九一三〇 (特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則 (人事院九一三〇一、六七)</li> <li>○除籍が滅失した件 (法務三四〇)</li> <li>○戸籍が滅失した件 (同三四一)</li> <li>○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象を改正する件 (外務三七二、三七三)</li> <li>○絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件 (同三七四)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資 料</li> <li>機械受注統計調査報告 (平成二十一年五月) (実績) (内閣府)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公告</li> </ul>

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

# 本号で公布された 法令のあらまし

## ◇臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律 (法律第八十三号)(厚生労働省)

### 1 臓器の摘出要件等の改正

(一) 医師は、次のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む)から摘出することができることとした。(第六条第一項関係)

(1) 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

(2) 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

(二) 臓器の摘出に係る脳死判定は、次のいずれかに該当する場合に限り、行うことができることとした。(第六条第三項関係)

(1) 当該者が(一)の(1)の意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

(2) 当該者が(一)の(1)の意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が脳死判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

2

親族への優先提供

移植術に使用されるための臓器を死亡した後提供することを書面により表示している者は、併せて表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供することを書面により表示することができることとした。(第六条の二関係)

せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供することを書面により表示することができることとした。(第六条の二関係)

### 3 普及・啓発に係る事項

国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを無償で運搬免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずることとした。(第十七条の二関係)

### 4 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第五項関係)

5 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

# 法 律

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽  
国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

## 法律第八十三号

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律

臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改める。  
医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む。以下同じ)から摘出することができる。

一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供することを書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

第六条第二項中「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。  
一 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

二 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

第六条の次に次の一条を加える。  
(親族への優先提供の意思表示)  
第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供することを書面により表示することができる。

第七條中「前条」を「第六條」に改める。  
第十七條の次に次の一条を加える。

(移植医療に関する啓発等)  
第十七條の二 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供することを無償で運搬免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

附則第四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。  
附則第五条の前の見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、第六条の次に一条を加える改正規定及び第七条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する日からこの法律の施行の日の前日までの間における臓器の移植に関する法律附則第四条第二項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「第六条」とする。

3 この法律の施行前にこの法律による改正前の臓器の移植に関する法律附則第四条第一項に規定する場合に該当していた場合の眼球又は腎臓の摘出、移植術に使用されなかつた部分の眼球又は腎臓の処理並びに眼球又は腎臓の摘出及び摘出された眼球又は腎臓を使用した移植術に関する記録の作成、保存及び閲覧については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器(臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。)が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

厚生労働大臣 舩添 要一  
内閣総理大臣 麻生 太郎

省 令

○財務省令第五十五号

構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十八条第一項第二号の規定に基づき、財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十七日

財務大臣 与謝野 馨

財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令  
財務省関係構造改革特別区域法施行規則(平成二十年財務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ」を「その他の穀類(米を除く。)」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十八号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一条(同法第九十九条において準用する場合を含む。)、第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項及び第四十条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十七日

国土交通大臣 金子 一義

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令  
(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項第二号中、「荷台」を削る。

第二十二條の三第一項中「第四号」を「第三号」に改める。

(装置型式指定規則の一部改正)

第二条 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条ただし書を削り、同条の表中「第十七号第七改訂版」を「第十七号第八改訂版」に、「第十四号第六改訂版」を「第十四号第七改訂版」に、「第十六号第五改訂版」を「第十六号第六改訂版」に、

十五の二 第二条第十九号の二の前照灯

第二百二十三号

を

十五の二 第二条第十九号の前照灯

第九十八号  
第一百十二号

に

十五の三 第一条第十九号の二の前照灯

第二百二十三号

を

第三号様式中

第二号様式  
第二号様式  
第二号様式

を

第二号様式  
第二号様式  
第二号様式

を

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年七月二十二日から施行する。ただし、第二条中装置型式指定規則第五条の表の改正規定(第十七号第七改訂版)を「第十七号第八改訂版」に改める部分、「第十四号第六改訂版」を「第十四号第七改訂版」に改める部分及び「第十六号第五改訂版」を「第十六号第六改訂版」に改める部分を除く。並びに第三号様式の改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則(以下「旧規則」という。)(第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」という。))に附属する規則に基づき行った認定(次条に規定するものを除く。)は、平成二十四年七月三十一日までは、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則(以下「新規則」という。)(第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定とみなす。

第三条 旧規則第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定(横向きに備えられた座席又は折り畳むことができる座席を有しない自動車に備える特定装置に係るものに限る。)は、新規則第五条の表第十二号、第十三号、第十三号の三及び第十三号の四下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定とみなす。